

年間契約の場合の消費税率について

今年の10月から予定されている消費税増税、年間契約のように増税時期10月1日をまたぐ場合の消費税については、どのような取り扱いになるのでしょうか。以下、確認していきます。

I 消費税の税率の原則

消費税の課税売上げの時期は原則として資産の引き渡しのあったとき、又は役務の提供があったときとされており、課税仕入れの時期についても資産の引き渡し、役務の提供のあったときとされています。ですので、**原則として9月中の引き渡し・役務提供については8%、10月以降の引き渡し・役務提供については10%**となります。

II 消費税の軽減税率・経過措置との関係について

今回の増税にあたっては食品などの軽減税率の導入が予定されていますので、軽減税率の対象取引については10月以降も8%が適用されるため、税率としては同じです。また、前回の増税時同様、請負工事など引き渡しまでに期間を要するものなど一部取引については経過措置が用意されており、そちらも8%、10%の判断に影響します。年間契約での売上・仕入については、軽減税率と経過措置も考慮する必要があり、以下のように判断します。

10月1日以降の課税売上げ課税仕入れ	軽減税率の対象	10月分以降は軽減税率が適用されます(軽減税率は国税と地方税の区分が異なり、9月までの8%とは区分する必要があります)	
	軽減税率の対象外	経過措置の対象	10月以降も8%が適用され、経過措置の対象取引については10月以降を10%として計算することはできません。
		経過措置の対象外	10月以降は原則通り、10%が適用されます

III 年間契約での役務提供について

資産の譲渡については物の引き渡しがあり、その時期が問題となることはあまりないかもしれませんが、**経過措置の対象とならない役務提供を年間契約した場合**については以下のように区分する必要があります。

原則	物の引き渡しを要する場合：目的物のすべてを引き渡した日 物の引き渡しを要しない場合：役務の提供のすべてを完了した日
年額を一括收受・支払い	月額料金の定めあり・月ごとに役務提供完了・中途解約時に未経過分返金あり →9月分まで8%、10月分以降10%
	料金を年額で定めている・月ごとに役務提供完了しない・中途解約時に返金なし → 支払いが確定したときの税率を適用 例：平成31年1月～12月分の年会費(返金なし)を平成31年1月に請求→ すべて8%

IV 短期前払費用について

例：3月決算法人が翌年度分の事務所家賃について法人税法基本通達2-2-14に基づき、支払年度で全額損金経理している場合(9月まで8%、10月以降10%を適用)

短期前払費用についても全額支払年度において損金経理した場合には、消費税基本通達11-3-8により、**仕入税額控除はその支出した事業年度において行うことが可能**です。しかし、10月1日前に終了する課税期間では、新税率(10%)を適用して申告書を作成することができないため、以下のいずれかで処理する必要があります。

・9月分までを8%で仕入税額控除する方法

9月分の家賃までは8%で仕入税額控除を行い、10月以降の家賃の**消費税分10%を仮払金として翌期に繰り越します**。10月以降の消費税分は**翌期の申告書において10%として仕入税額控除**を行います。

・全額を8%として、仕入税額控除する方法

全額を8%として仕入税額控除を行い、**10%と8%の差額2%分を仮払金として翌期に繰り越します**。翌期の申告書において**10%部分を8%で仕入対価の返還を受けたもの**として計上し、改めて**10%で仕入税額控除**を行います。